

第28回福島地方労働審議会

労働行政最重点施策 職業安定部

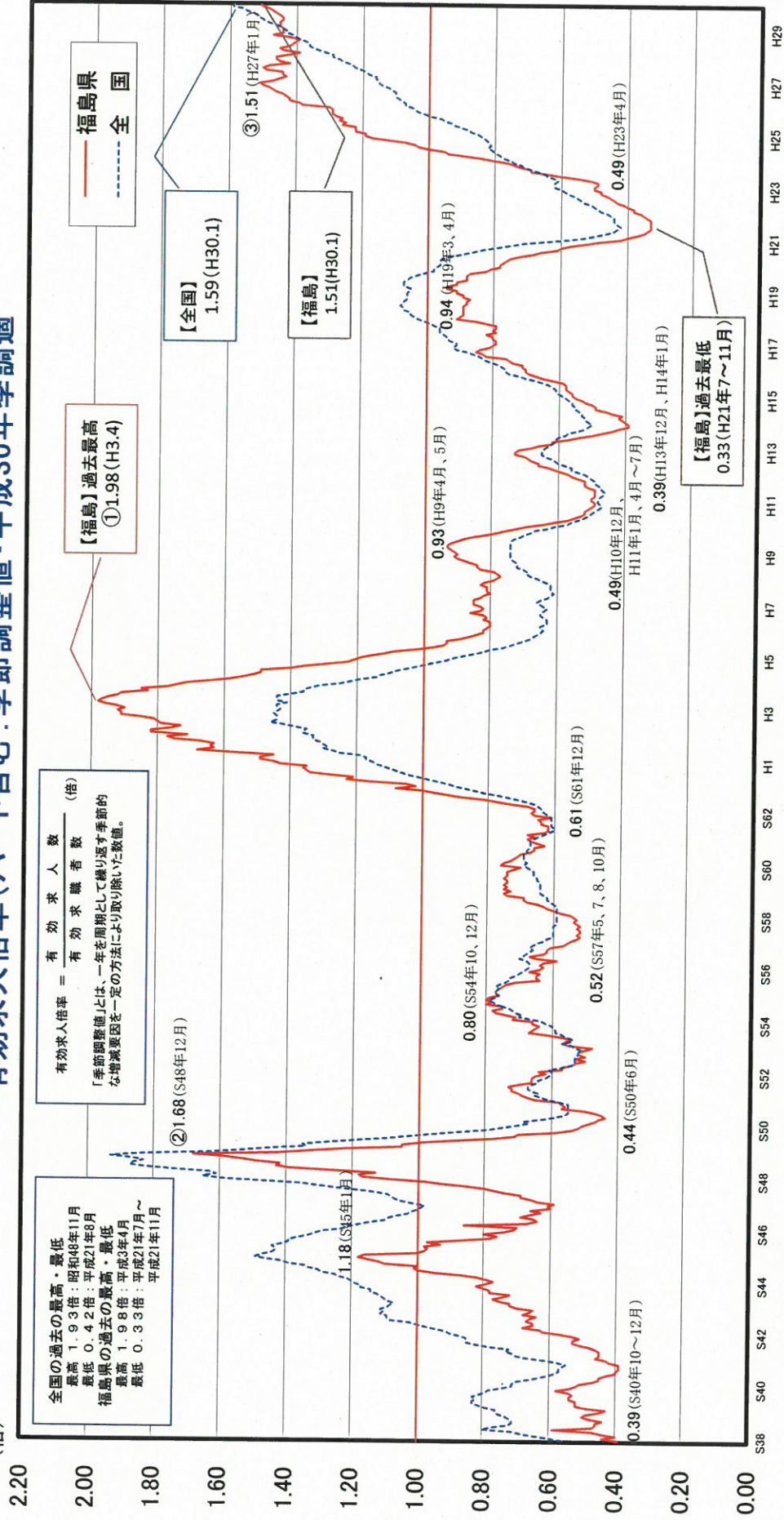
1. 雇用失業情勢
2. 廃炉作業・除染作業における違法派遣対策
3. 避難県民の帰還のための就労支援の推進
4. 人材不足分野・地域における労働力確保対策
5. 若者の雇用対策
6. 公的職業訓練の推進等
7. 復興支援に関する取組の情報提供
8. 正社員希望者に対する就職支援及び人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善

平成30年3月9日



有効求人倍率(パート含む):季節調整値・平成30年季調適

(倍)



全国の過去の最高・最低
 最高 1.93倍:昭和48年11月
 最低 0.42倍:平成21年8月
 福岡県の過去の最高・最低
 最高 1.98倍:平成3年4月
 最低 0.33倍:平成21年7月~
 平成21年11月

有効求人倍率 = $\frac{\text{有効求職者数}}{\text{有効求人倍率}}$ (倍)
 「季節調整値とは、一年を周期として繰り返す季節的な増減要因を一定の方法により取り除いた数値。」

【福岡】過去最高
 ①1.98 (H3.4)

【全国】
 1.59 (H30.1)

【福岡】
 1.51 (H30.1)

【福岡】過去最低
 0.33 (H21年7~11月)

オ証券不況	いざなぎ景気	ニクソン不況	列島改造ブーム	第一次石油危機	円高不況	世界同時不況	円高不況	バブル景気	バブル崩壊	阪神・淡路大震災	複合不況	いざなぎ景気	世界金融不況	東日本大震災
-------	--------	--------	---------	---------	------	--------	------	-------	-------	----------	------	--------	--------	--------

(57カ月) (51カ月)

網かけ部分は、景気後退

1 有効求人倍率(平成30年1月)

福島県の有効求人倍率

1.51倍【受理地別】 全国順位27位

1.66倍【就業地別】 全国順位25位

全国の有効求人倍率

1.59倍(30年1月)

○ 福島県の有効求人倍率は、1倍以上が67カ月連続となり、バブル期の66カ月連続1倍以上を抜いて過去最長期間を更新した。

また、東日本大震災以降で過去最高の有効求人倍率と並んだ。
【東日本大震災以降の最高倍率】 ⇒ 平成27年1月

2 求人の動き

月間有効求人数

42,190人 (平成3年4月 35,661人)

○ 平成26年2月に4万人を超え、48カ月連続で4万人以上を維持。有効求人数4万人以上の最長期間を更新中。

【過去最大値】⇒平成29年3月 45,946人

求職者の動き

月間有効求職者数

26,252人（平成3年4月 18,942人）

- 態様別 在職者 42.2% 事業主都合 14.2% 自己都合 35.6% その他 8%
- 当月の数値は、過去22年間（平成9年1月以降）で3番目に低い数値。
【過去最小値】⇒昭和48年11月 12,686人

県内の地域別有効求人倍率

県内で最も高い地域

相双地域 2.40倍

- 1 現在の状況
- | | | | |
|-----------|---------|---------|---------|
| ① 相双地域 | ⇒ 2.40倍 | ② いわき地域 | ⇒ 1.80倍 |
| ③ 県中・県南地域 | ⇒ 1.63倍 | ④ 県北地域 | ⇒ 1.40倍 |
| ④ 会津地域 | ⇒ 1.35倍 | | |

正社員の動き

正社員有効求人倍率

1.09倍

- 正社員の有効求人倍率は、1倍以上が4カ月連続となり、過去に記録した3カ月連続1倍以上を抜いて最長となった。
【過去最大値】⇒平成29年12月 1.11倍

6 職種別の有効求人倍率の状況

県内で最も高い職種

保安 7.03倍

1 高い職種			
① 保安	⇒ 7.03倍	② 介護	⇒ 3.46倍
③ 建設	⇒ 2.90倍	④ 専門的・技術的	⇒ 2.44倍
2 低い職種			
① 事務	⇒ 0.43倍	② 配送・清掃	⇒ 0.66倍
③ 農林漁業	⇒ 1.35倍	④ 製造	⇒ 1.61倍

7 雇用情勢判断

○ 改善の動きが緩やかになっている《18カ月連続で判断維持》

判断根拠

- ・ 1.3倍以上を維持(48カ月連続)している。
- ・ 有効求人数(原数値)が12カ月連続で前年同月を上回った。
- ・ 県内すべてのハローワークで有効求人倍率(原数値)1倍以上(19カ月連続)

現状

- 除染作業は帰還困難区域やため池等一部の地域での除染となってきた。
る。
- 新たな問題として、中間貯蔵施設への除去土壌等の運搬による違法な人材確保が懸念される。

対策

- ・ 派遣労働者への周知・啓発
⇒ 労働者が抱えている諸問題の問い合わせ窓口を周知するリーフレットの配布。
- ・ 派遣先・派遣元事業主への周知・啓発
⇒ 関係機関による各種会議を活用した啓発や現場事務所への訪問による指導。
- ・ 発注元・元請事業主への周知・啓発
⇒ 発注元事務所や元請現場事務所への訪問によりリーフレット等の活用による周知・啓発
(新たに除去土壌等の運搬業務受託事業者向けリーフレット作成)
- ・ その他
⇒ 違法派遣に関する申告・相談があった場合には、関係事業主に対して速やかに調査及び迅速・的確な指導の実施。

作業体系、労働条件、賃金について「おかしいな」と思うことはありませんか？

<作業体系について>

いわゆる「偽装請負」や「多重派遣」にあたる行為は「法令違反」です！

請負契約などの形でとっていても、実態として雇われている会社以外から働く方へ作業の指示などがある場合には、いわゆる「偽装請負」や「多重派遣」と見なされ、発注者と雇用する会社は労働者派遣法違反や違法な派遣となることがあります。

※安全衛生や危険防止に関する指示などは問題ありません。

<労働条件について>

労働条件を書面で明示しないのは「法令違反」です！

事業主には、書面による労働条件の明示が義務づけられています。口頭の約束では、例えば賃金額について、入社後「言った」「言わない」のトラブルになる可能性があります。雇用する会社と雇用契約を結ぶ際には、お互いに労働条件を書面でしっかり確認しましょう。

<賃金について>

割増賃金を支払わないのは「法令違反」です！

雇用する会社が労働者に、1日8時間、1週40時間を超えて労働させた場合には、割増賃金を支払う必要があります。

作業体系、労働条件、賃金について「おかしいな」と思ったら下の相談先へご連絡ください。

※相談することによって、相談者の不利益になることはありません。

(受付時間 平日8:30~17:15)

相談内容	相談先	電話番号
作業体系について	福島労働局 需給調整事業室 (所在地 福島県郡山1番45号 福島合同庁舎4階)	024-529-5746
	福島	024-536-4610
	郡山	024-922-1370
	いわき	0246-23-2255
	会津	0242-26-6494
労働条件・賃金について	労働基準監督署	0248-75-3519
	白河	0248-24-1391
	喜多方	0241-22-4211
	相馬	0244-36-4175
	富岡(労働事務所：広野町)	0240-28-0170
	福島労働局 監査課	024-536-4602

(受付時間 月・火・木 17:00~22:00 土日10:00~17:00(年末年始除く))

相談内容	相談先	電話番号
労働条件・賃金について	労働条件相談まっとうライン	0120-811-610

環境省発注の除染工事の現場(福島県内除染特別地域内)での特殊勤務手当(いわゆる除染手当、危険手当)の支払いなどについて、疑問がある場合は、環境省でも相談を受け付けています。

【環境省の除染についてのお問い合わせ窓口】

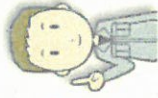
福島：024-523-5391(平日8:30~17:15) 東京：03-6741-4535(平日9:30~18:15)

除染の現場で働く皆さまへ

「おかしいな」と思ったら
まず、ご相談ください！

働く人の雇用管理・安全に関する責任は、雇用する会社が負わなくてはなりません。除染の現場で「おかしいな」と思ったら、最寄りの労働局、労働基準監督署へまず、ご相談ください。

※相談することによって、相談者の不利益になることはありません。



こんなことは、ありませんか？

- ① 違う会社の人から作業を指示される！
- ② 同じ班で同じ仕事なのに違う会社の人がいる！
作業体系について ▶ 福島労働局 需給調整事業室へご連絡ください。
- ③ 給料や働く時間などの説明を受けていない！
- ④ 割増賃金が支払われない！

労働条件・賃金について ▶ 最寄りの労働基準監督署へご連絡ください。



相談先や主な法令の説明は裏面をご覧ください。

厚生労働省 福島労働局

(裏面へ)

LL280129高専01-福島01

除去土壌等の運搬業務を行う事業主の皆さまへ

「労働者の募集・採用」は適正ですか？



除去土壌等の仮置き場から中間貯蔵施設への搬入が本格化することから、輸送車両の運転手不足が予想されます。運転手は適正な手段で確保しましょう!!

貴社の人材受け入れ等の方法は適法ですか？

労働者派遣

- 労働者派遣の許可・届出をしている事業者ですか？
- 適法な契約に基づき労働者の派遣を受けていますか？

請負

- 貴社（発注者）から請負事業者の労働者に対して作業指示などの指揮命令を行っていませんか？
- ※請負契約であっても実態として「発注者」から「労働者」へ指揮命令がある場合には「派遣」と同じ形態になり、いわゆる「偽装請負」と判断され、労働者派遣法違反となります。

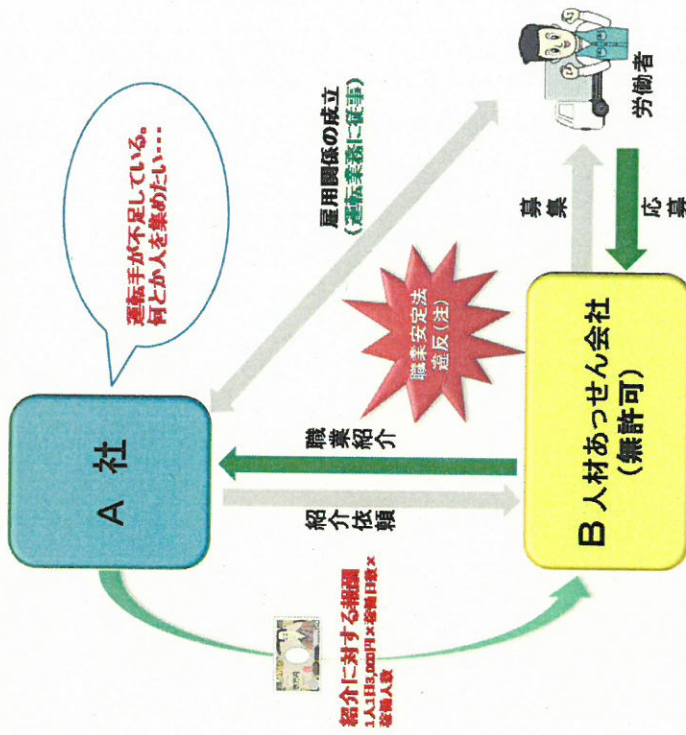
出向

- 出向の目的が次のいずれかに該当するもので無い場合、「労働者供給事業」として職業安定法違反となる可能性があります。
- ①労働者を職種させないで、関係会社において雇用機会を確保する目的
- ②経営指導、技術指導の実施を目的
- ③職業能力開発の一環として行うことを目的
- ④企業グループ内の人事交流の一環として行うことを目的

職業紹介

- 職業紹介事業の許可・届出をしている事業者ですか？
- ※職業紹介事業を行う場合には「有料」、「無料」の区分があり許可・届出を行っている必要があります。

人材のあっせん(紹介)を行っている事業者は有効な資格を持っていますか??



注) 有料の職業紹介事業を行う者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
[職業安定法第30条]
有料職業紹介事業者は、建設業系、港湾運送業系の職業に求職者を紹介してはならない。
[職業安定法第32条の11第1項]
* 罰則規定...上記に違反した場合、「1年以下の懲役又は百万円以下の罰金」に処する。
[職業安定法第64条]

労働者派遣事業者・職業紹介事業者の許可・届出状況の確認は ⇒ 厚生労働省 人材サービス総合サイト 検索

福島労働局 需給調整事業室 電話 024-529-5746 福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階

厚生労働省 福島労働局

現状

- 市町村と連携した帰還希望避難者に対する支援
被災地再開等事業所における人材確保、人材育成、及び帰還希望者の就職支援等の必要性の高まり。
- 避難者に対するハローワークにおける支援
避難者が抱える課題が個別化、複雑化する中、個別ニーズに合わせたきめ細やかな就労支援が重要となっている。

対策

- ・ 市町村と連携した帰還希望避難者に対する支援
⇒ 福島雇用促進支援事業（被災地域の市町村、経済団体、福島県が会員となる協議会へ事業を委託し各種取組を実施。）による、人材確保、人材育成、就職支援の実施。

企業向け雇用確保に係る事業

- 「雇用に係る支援制度研修会及び人材獲得セミナー」
- 「出張セミナー（放射線、接遇、企業力）」
- 「資格取得講座（事故由来廃棄物等特別教育講習）（建設機械運転技能講習）
（介護福祉士実務者研修）」
- 「コミュニケーション能力講座」

求職者向け就職支援に係る事業

「避難者等職業相談事業」

「就職入門事業(就活ワークショップ)(コミュニケーション能力講座)」

「資格等取得講座(パソコン術講座、建設機械等運転技能講習)(事故由来廃棄物等特別教育講習)(ドローン講習)」

職場体験実習事業

県内400社を超える登録事業所の中から興味・関心のある仕事を体験できる。
体験期間は1日～3日間。

合同就職面接会(県内5か所～郡山、いわき、広野・檜葉、南相馬、相馬)

職場見学バスツアー(企業向け一県内1回、求職者向け一県内2回)

・ 避難者に対するハローワークにおける支援

⇒ ハローワーク富岡の避難前所在地での業務再開による雇用支援(30.3.26～)

⇒ 県内ハローワークに避難者専門の職業相談員を配置し、きめ細やかな支援の実施。

県外7所に「福島就職支援コーナー」を設置し、福島県へ帰還して就職することを希望している避難者に対して、きめ細やかな支援を行う。

※ コーナー設置ハローワーク

山形県(山形、米沢)、新潟県(新潟、柏崎)、埼玉県(行田)、東京都(品川)、大阪(なんば)、*30年度予定 宮城県(仙台)

・ 首都圏等での合同就職面接会の開催

⇒ 東京都内において、福島県内の企業を集めた合同就職面接会の実施。

・ 公益社団法人福島相双復興推進機構(福島相双復興官民合同チーム)との連携

⇒ 人材確保に係る情報共有・連携(定期的な連携会議の開催)により、被災事業者等を対象としたハローワークによる人材マッチングの実施。

現状

福祉、建設、警備、運輸業等では深刻な人材不足の状態が続いている【有効求人倍率(平成29年12月)】

	介護	建設	保安	輸送等運輸
県計	3.51	2.97	6.29	2.08
いわき市	3.49	3.49	4.68	1.54
相双地区	5.38	3.14	7.61	2.50

対策

○人材不足分野の労働力確保対策

⇒ハローワーク福島に人材確保対策コーナーを設置(県内ではハローワーク郡山に次いで2か所目)し、福祉、建設、警備、運輸業等の総合専門窓口として運営する。

○人材不足分野における啓発活動

⇒労働局と業界団体の連携による見学会・企業説明会等の開催(次ページ参照)

○離職率を下げる流れを作るための関係助成金の周知・利用促進について

⇒各ハローワークにおいて、事業主に対して行う新規学卒求人受理説明会等の機会をとらえて、労働者の処遇や職場環境の改善を図る各種助成金(キャリアアップ助成金・職場定着支援助成金等)の周知・利用促進を実施する。

運送業 説明見学会/企業説明会(ミニ面接会)



(県トラック協会において)

午前の部には18名の求職者が参加。リクルート動画の視聴やトラックの乗車体験等が行われた。参加者からは、「トラックのイメージが変わった。再就職の選択肢の1つになった。」等の声が聞かれた。

平成30年2月7日(水) ハローワーク福島
公益財団法人福島県トラック協会と共同で開催



(ハローワーク福島において)

午後の部のミニ面接会には39名の求職者が参加。運送業3社から事業内容や求人内容について説明を受けたあと、11名の求職者が各社の個別ブースを訪問し、更に具体的な説明を受けた。

運送業 説明見学会/企業説明会(ミニ面接会)

開催日: 平成30年2月7日(水)

【午前の部】
 時間: (10:00受付)10:30~12:00(予定)
 場所: 公益財団法人 福島県トラック協会(国道13号沿い)
 (住所: 福島市飯坂町平野字若狭小屋32 ※裏面地図参照)
 内容: 運送業についての説明と乗車体験
トラックへの乗車体験ができます!!!
トラックの装備について説明します!!!

【午後の部】
 時間: (13:00受付)13:30~15:30(予定)
 場所: ハローワーク福島 庁舎北側(樺天山側)別棟会議室
 内容: 運送業求人事業所採用担当者の説明および面談
 (*※面談希望者は、説明後、担当者との面談が可能です。)

参加事業所: 福島運送株式会社
 : 伊達貨物運送株式会社
 : 福島青果運送倉庫株式会社
 : 福島青果運送株式会社

未経験者・未資格者歓迎!!! 経験者・有資格者歓迎!!!
事前予約不要!!! 私服で参加可!!!
午前の部・午後の部いずれか一方でもOK!!!

参加対象者: ハローワークで求職登録されている方
 (雇用形態変更中の方は「変更届出書」を提出してください。)

ハローワークは運送業に興味がある方を応援します!!!

異なった
イメージ?

運送業って
面白い?

運送業って
楽しい?

どのような人が
欲しいの?

休みは取れる
のかな?

※参加費等も、最寄りの支店を取材するために必要とされる求職活動(1回)に認定されます。
 問い合わせ先 午前の部 公益財団法人 福島県トラック協会 TEL 024-554-7755
 午後の部 ハローワーク福島 TEL 024-524-4121

現状

- 県内の中小企業では、深刻な人手不足が進む一方、少子化による学卒者等の若年労働力の数も大幅に減少している。
若年者も「働きやすさ」を企業に求めていることから、これからは、企業の「雇用の質」が若年労働力確保を図るうえで非常に重要になってくる。



対策

○就職対策

若者の雇用管理が優良な企業を厚生労働大臣が認定する制度「ユースメール認定企業」の数を増やす活動を行い、県内外の学生等に認定企業の情報を発信することによって、県内企業に魅力を感じてもらい、地元就職を強力に後押しする。福島労働局では、制度の周知徹底を図るため、セミナー・説明会の開催及び県内全域の企業を個別に訪問しての雇用管理改善、認定申請を促す活動を積極的に推し進めた結果、平成30年2月末現在、合計19社(全国2位)もの県内企業をユースメール企業として認定することができた。

○職場定着支援

各ハローワークの学卒ジョブサポーターが、企業を訪問し、新規学卒就職者と面談、職場での悩みや不安、不満などに対して的確なアドバイスを行い、安易な早期離職を防止する活動を数多く行っている。

ユースエール認定企業一覧表

No.	適用事業所番号	事業所名	住所	管轄	産業分類	ユースエール認定日	認定年度
1	0701-004889-7	(株)三本杉ジオテック	福島市南矢野目	福島	729 その他の専門サービス業	27.12.22	2015年度
2	0706-100007-7	水谷工業(株)	石川郡石川町字当町	須賀川	061 一般土木建築工事業	28.7.20	2016年度
3	0705-614226-9	(株)センワ	東白川郡飯川村大字赤坂中野	白河	119 その他の繊維製品製造業	28.7.27	2016年度
4	0705-001450-1	深谷建設(株)	東白川郡城崎町大字楯	白河	062 土木工事業(舗装工事業を除く)	28.9.28	2016年度
5	0705-000256-0	白河信用金庫	白河市新白河	白河	631 中小企業等金融業	28.11.25	2016年度
6	0705-101046-7	(株)光陽社	白河市大楯中新城	白河	217 研焼材・同製品製造業	28.12.2	2016年度
7	0704-002898-9	(株)二嘉組	郡山市湖南町福良	郡山	061 一般土木建築工事業	29.2.7	2016年度
8	0703-201470-5	会津鉄道(株)	会津若松市材木町	会津若松	421 鉄道業	29.2.8	2016年度
9	0703-201682-2	(株)会津タムラ製作所	大沼郡会津美里町字上村北	会津若松	281 電子デバイス製造業	29.7.18	2017年度
10	0703-616027-7	パナソニック エコソリューションズ アモルトン(株)	喜多方市慶徳町村舞字西連寺	喜多方	295 電池製造業	29.7.24	2017年度
11	0703-001944-6	山十建設(株)	大沼郡金山町大字大楯字二本木	会津若松	061 一般土木建築工事業	29.7.27	2017年度
12	0702-614151-0	(株)クレハエンジニアリング	いわき市錦町落台	勿来	929 他に分類されない事業サービス業	29.8.7	2017年度
13	0708-000773-6	バーフェクトン(株)	安達郡大玉村大山字向原	二本松	183 工業用プラスチック製品製造業	29.8.23	2017年度
14	0701-000600-5	(株)福島製作所	福島市三河北町	福島	313 船舶製造・修理業、船用機関製造業	29.9.13	2017年度
15	0708-000026-0	川名建設工業(株)	本宮市本宮字田中	二本松	061 一般土木建築工事業	29.10.6	2017年度
16	0704-103689-4	東北ビルハード(株)	郡山市富久山町久保田字我妻	郡山	064 建築工事業(木造建築工事業を除く)	29.11.2	2017年度
17	0706-200180-7	(株)ミウラ	須賀川市今泉字上鶴	須賀川	311 自動車・同付属品製造業	29.11.10	2017年度
18	0706-001039-3	東建土質測量設計(株)	須賀川市大袋町	須賀川	742 土木建築サービス業	29.12.5	2017年度
19	0705-100010-2	(株)藤建技術設計センター	東白川郡棚倉町	白河	742 土木建築サービス業	30.2.8	2017年度

就職活動中の35歳未満の皆さまへ

若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な “ユースエール認定企業”を知っていますか？

あなたはどんな企業で働きたいですか？

長く働ける！

ワークライフバランスを大切にしてくれる！

子育てしやすい！

若者の育成に熱心！

その希望にこたえられるのが、ユースエール認定企業です！！

「ユースエール認定企業」とは、「若者雇用促進法」に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良であると厚生労働大臣が認定した企業です。

＜認定基準の一部＞

- 直近三事業年度の、新卒者などの離職率が20%以下
- 前事業年度の、正社員の月平均の所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員がゼロ
- 前事業年度の、正社員の有給休暇の、年平均の取得日数が年10日以上または、年平均取得率※70%以上 ※ 若者日による法定時間外労働の平均など

※その社員の就業履歴については調査を参照してください。

Q「ユースエール認定企業」を調べるにはどのような方法がありますか？

A「若者雇用促進総合サイト」があります！

厚生労働省が運営する「若者雇用促進総合サイト」は、全国のユースエール認定企業や、若者雇用促進優良企業をはじめとした、さまざまな企業の情報を検索できる総合サイトです。

個別企業ごとに企業概要、雇用管理の状況、企業からのメッセージなどの企業情報や採用情報が見ることができます。就職活動の準備や、進め方の相談、求職口の検索を行うことができます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

11.2023.6.23

ユースエール認定企業の認定基準

以下の認定基準を全て満たした中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）がユースエール認定企業です。

1★	事業主本人、事業主の直系親族の直系血縁者が事業主を兼ねていないこと
2★	事業主が事業主本人が役員に就任していること ①「人事管理計画」と「採用計画」を策定していること ② 直近3事業年度の就業状況として記載した新規採用者のうち新規採用者として採用した割合が20%以下※ ③ 前事業年度の役員及び取締役が前事業年度以上の正社員が1人いないこと ④ 前事業年度の役員及び取締役が前事業年度以上の正社員が1人いないこと ⑤ 前事業年度の役員及び取締役が前事業年度以上の正社員が10日以上※ ⑥ 直近3事業年度の役員及び取締役が前事業年度の就業状況が75%以上
3	その500名未満の労働者を雇用していること
4★	その100名未満の労働者を雇用していること ① 前事業年度の役員及び取締役が前事業年度以上の正社員が1人いないこと ② 前事業年度の役員及び取締役が前事業年度以上の正社員が10日以上※ ③ 前事業年度の役員及び取締役が前事業年度の就業状況が75%以上
5	過去3事業年度は前事業年度の就業状況が20%以下※
6	過去3事業年度は前事業年度の就業状況が20%以下※
7★	過去3事業年度は前事業年度の就業状況が20%以下※
8★	過去3事業年度は前事業年度の就業状況が20%以下※
9★	過去3事業年度は前事業年度の就業状況が20%以下※
10★	過去3事業年度は前事業年度の就業状況が20%以下※
11★	過去3事業年度は前事業年度の就業状況が20%以下※
12★	過去3事業年度は前事業年度の就業状況が20%以下※

※1 正社員とは、労働契約法第15条第1項に規定する労働契約（労働契約）に基づく労働契約を締結し、労働契約の期間が1年以上である労働者をいう。
※2 前事業年度とは、前事業年度に該当する労働者が1人以上いる事業年度をいう。
※3 前事業年度とは、前事業年度に該当する労働者が1人以上いる事業年度をいう。

Q ユースエール認定企業以外で若者の採用・育成に積極的な企業はありますか？

A「若者雇用促進総合サイト」があります！
若者雇用促進優良企業とは、上記のユースエール認定企業以外の若者雇用促進優良企業として認定された中小企業のことです。
若者の採用・育成に積極的に取り組んでいるため、若者の採用促進などの取り組みや採用促進策を公開していることが多くあります。また、企業が求めるスキルや経験、給与などの条件も公開されている場合があります。正社員に限定した採用情報だけでなく、パート・アルバイトの採用情報も公開されています。

詳しくは、都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください。

現状

- 東日本大震災以降、浜通りを中心に建設業、介護分野などで人手不足感が高まっている。復興を支える分野の人材確保のために育成が必要となっている。
- 復興を支える分野について、地域ニーズを踏まえた訓練コースの設定が課題。
- 建設業、介護分野などを中心に公的職業訓練への受講勧奨や就職支援等が重要となっている。
- 浜通り地区では、訓練実施機関の量的確保が課題となっている。

対策

- ・ 公的職業訓練の周知・広報
 - ⇒ 福島県や機構福島支部と連携し、人手不足分野訓練コースを中心に周知
 - ・ 広報を積極的に実施する。
- ・ 訓練修了者への就職支援及び職場定着支援
 - ⇒ 訓練実施機関と連携しハローワークによる訓練修了1か月前就職未内定者の来所相談を実施するなど就職支援等を重点的に実施する。
- ・ 地域ニーズを踏まえた訓練コースの設定
 - ⇒ 地域の訓練ニーズの把握に努め、地域訓練協議会において検証・改善を行い人手不足分野等の訓練コースの設定に努める。
- ・ 浜通り地区の民間教育訓練機関に対する訓練受託の働きかけに努める。

現状

- 避難全世帯への地元情報の発信
 (復興庁調査1月16日現在)
 県外避難者 34,202人
 県内避難者 16,426人

未だ5万人を超える避難者に対する、労働市場情報や求人状況、就労支援の案内など帰還に向けた地元情報の発信が重要となっている。

対策

- ・ 避難全世帯への地元情報の発信
 福島労働局広報紙「ふくしまで働く」を年4回(66,500部/1回)発行し、県内外の避難全世帯や被災市町村、全国の労働局・ハローワーク等へ配布し、被災地における人材需要動向、復興状況、生活関連等の情報を定期的に発信する。
 なお、公益社団法人福島相双復興推進機構や社会保険労務士会等関係機関と連携し、「ふくしまで働く」に掲載している「震災後のわが社」や「復興支援特設サイト」に、元の場所で再開している元気な企業を紹介することとしている。
- ・ 福島労働局ホームページを活用した情報発信
 福島労働局ホームページに「復興支援特設サイト」を設定し、復興に向けた就労支援について関係機関との連携を含め幅広い情報を発信する。

現状

○正社員就職等に関する状況(29年度 平成29年1月まで)

正社員求人数 70,984人、正社員就職件数 14,274人、キャリアアップ助
成金を活用して有期雇用から正規雇用に転換した労働者数255人

○人材不足分野においては、職場環境や処遇改善等の雇用管理改善を行い、
労働者の募集と職場定着を図る必要がある。

対策

○「福島県正社員転換・待遇改善実現プラン(平成28年度から32年度の5か年
計画)」に基づく施策の推進

- ・ 正社員求人の確保
 - ⇒ 正社員に重点を置いた求人開拓及び非正規雇用求人の正社員求人への
転換の働きかけとの連携等により正社員求人の確保を図る。
- ・ 正社員就職に向けてのマッチング強化
 - ⇒ 不本意ながら非正規雇用で働く方の正社員転換を事業主に働きかけると
ともに、非正規雇用であった求職者に対して正社員求人へ応募するメリッ
トを説明し、担当者制等によるきめ細やかな職業相談や応募書類の作成指
導に取り組み、積極的なマッチングを図る。